

(6) 都市計画・まちづくり

ア 都市計画・まちづくりに関する基本計画

項目	広島市	湯来町
a 市町村の都市計画に関する基本的な方針	(都市計画法に基づく法定計画)	
(a) 名称	広島市の都市計画に関する基本的な方針(広島市都市計画マスタープラン)	なし
(b) 目的	都市計画の視点から都市づくりの将来ビジョンや都市計画の基本的な方針を明確にし、諸施策を総合的に展開する。	
(c) 目標年次	平成22年(2010年)	
b 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画	(都市緑化保全法に基づく法定計画)	
(a) 名称	広島市緑の基本計画	なし
(b) 目的	21世紀の緑のまちづくりについての理念と方向を示すとともに、緑の将来像と施策の枠組みを明らかにする。	
(c) 目標年次	平成22年(2010年)	

イ 都市計画区域等の状況

項目	広島市		湯来町	
a 都市計画区域面積				
(a) 都市計画区域(市街化区域・市街化調整区域)	(単位:ha)		(単位:ha)	
	区分	面積	区分	面積
	行政区域(a)	74,203	行政区域(a)	16,287
	(a)のうち都市計画区域(b)	36,445	(a)のうち都市計画区域(b)	3,069
	市街化区域(c)	15,298	市街化区域(c)	0
	市街化調整区域(d)	21,147	市街化調整区域(d)	0
	(b)/(a)	49.1%	(b)/(a)	18.8%
	(c)/(a)	20.6%	(c)/(a)	0%
	(d)/(a)	28.5%	(d)/(a)	0%
b 地域地区				
(a) 用途地域	(単位:ha,%)		なし	
	区分	面積	構成比率	
	第一種低層住専	3,246	21.2	
	第二種低層住専	22	0.1	
	第一種中高層住専	782	5.1	
	第二種中高層住専	1,329	8.7	
	第一種住居	4,599	30.1	
	第二種住居	1,032	6.7	
	準住居	66	0.4	
	近隣商業	1,188	7.8	
	商業	695	4.5	
	準工業	1,372	9.0	
	工業	667	4.4	
	工業専用	300	2.0	

項 目	広 島 市		湯 来 町	
(b) 防火地域及び準防火地域	(単位:ha)			
	区 分	面 積		
	防火地域	515.2		
	準防火地域	2,644.7		
	計 (e)	3,159.9		
(注)両地区の市街化区域に占める割合[(e)/(c)]は20.1%である。				
(c) その他の地区	(単位:ha)			
	区 分	箇所数	面 積	備 考
	高度利用地区	7	9.6	金座街、広島駅南口Aブロック・広島駅表口Bブロック地区、西荒神、五日市駅北口、緑井駅周辺、大手町四丁目1番
	特定街区	3	13.6	基町、長寿園、基町6番
	駐車場整備地区	1	1,013.3	
	臨港地区	1	341.3	
	流通業務地区	2	202.0	西部流通 東部流通

ウ 国土調査

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 地籍調査事業		
(a) 目的	なし	国土の開発および保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査する。
(b) 調査面積	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 旧五日市町が広島市に合併する以前に0.47km²実施。 (昭和46年度～48年度) </div>	町全体面積 162.87 km ² 要調査面積 151.96 km ² 既調査面積 67.51 km ² うち地籍調査 67.13 km ² その他 0.38 km ² 10か年計画面積 37.00 km ² (平成12年度～21年度)
(c) 実施時期		昭和63年度～平成42年度(予定)
(d) 負担割合		国 50%、県 25%、町 25%
(e) 地籍調査推進員		事業実施地区から町長が任命する。事業の普及、土地所有者等との連絡、事前調査、標識保全等を行う。

エ 駐車場・駐輪場対策

項 目	広 島 市	湯 来 町	
a 公営駐車場			
(a) 設置箇所数及び駐車収容台数	(平成16年4月1日現在)		
	区 分	箇所数	収容台数
	路外等駐車場	8	1,294
	路上駐車場	31	903
	計	39	2,197

項 目	広 島 市	湯 来 町																																																																
(b) 駐車料金	路外等駐車場 ・30分までごとに 150～190円 ・1泊 1,200～1,700円 路上駐車場 ア 午前8時～午後12時 ・2時間までの部分 30分までごとに 150円 ・2時間を超える部分 30分までごとに 170円 イ 午前0時～午前8時 (機械管理の駐車場に限る。) 60分までごとに 100円 但し、富士見町第5駐車場は、30分までごとに150円																																																																	
b 公営駐輪場																																																																		
(a) 設置箇所数・駐輪収容台数	(平成16年4月1日現在) 有料駐輪場 23か所 17,212台 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">有料駐輪場</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>中区</td><td>7</td><td>4,560</td></tr> <tr><td>東区</td><td>4</td><td>1,620</td></tr> <tr><td>南区</td><td>5</td><td>3,785</td></tr> <tr><td>西区</td><td>4</td><td>2,430</td></tr> <tr><td>安佐南区</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>安佐北区</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>安芸区</td><td>1</td><td>2,397</td></tr> <tr><td>佐伯区</td><td>2</td><td>2,420</td></tr> <tr><td>計</td><td>23</td><td>17,212</td></tr> </tbody> </table> 無料駐輪場 80か所 15,963台 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">無料駐輪場</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>中区</td><td>1</td><td>220</td></tr> <tr><td>東区</td><td>6</td><td>919</td></tr> <tr><td>南区</td><td>2</td><td>297</td></tr> <tr><td>西区</td><td>11</td><td>1,482</td></tr> <tr><td>安佐南区</td><td>38</td><td>8,268</td></tr> <tr><td>安佐北区</td><td>14</td><td>2,358</td></tr> <tr><td>安芸区</td><td>6</td><td>1,976</td></tr> <tr><td>佐伯区</td><td>2</td><td>443</td></tr> <tr><td>計</td><td>80</td><td>15,963</td></tr> </tbody> </table>	区 分	有料駐輪場		箇所数	収容台数	中区	7	4,560	東区	4	1,620	南区	5	3,785	西区	4	2,430	安佐南区	-	-	安佐北区	-	-	安芸区	1	2,397	佐伯区	2	2,420	計	23	17,212	区 分	無料駐輪場		箇所数	収容台数	中区	1	220	東区	6	919	南区	2	297	西区	11	1,482	安佐南区	38	8,268	安佐北区	14	2,358	安芸区	6	1,976	佐伯区	2	443	計	80	15,963	なし
区 分	有料駐輪場																																																																	
	箇所数	収容台数																																																																
中区	7	4,560																																																																
東区	4	1,620																																																																
南区	5	3,785																																																																
西区	4	2,430																																																																
安佐南区	-	-																																																																
安佐北区	-	-																																																																
安芸区	1	2,397																																																																
佐伯区	2	2,420																																																																
計	23	17,212																																																																
区 分	無料駐輪場																																																																	
	箇所数	収容台数																																																																
中区	1	220																																																																
東区	6	919																																																																
南区	2	297																																																																
西区	11	1,482																																																																
安佐南区	38	8,268																																																																
安佐北区	14	2,358																																																																
安芸区	6	1,976																																																																
佐伯区	2	443																																																																
計	80	15,963																																																																
(b) 駐輪放置規制区域																																																																		
・規制区域	6地区 (八丁堀・紙屋町周辺、広島駅周辺、横川駅周辺、西広島駅周辺、五日市駅周辺、矢野駅周辺)	なし																																																																
・規制区域面積	166.3ha																																																																	

項目	広島市	湯来町															
c 官公庁駐車場の休日開放																	
(a) 設置場所	広島県庁内	なし															
(b) 開放日及び開放時間	日曜日・祝日(1月1日を除く)、振替休日及び1月2日・3日の午前10時～午後8時																
(c) 料金	・2時間までの部分 30分までごとに 150円 ・2時間を超える部分 30分までごとに 170円																
d 民間駐車場建設資金利子補給																	
(a) 目的	広島市の都心地区における民間駐車場の整備を促進し、都市機能の維持及び増進を図る。	なし															
(b) 対象	・道路の路面外に立体構造で建設するもので、不特定の者が利用する30台以上収容可能なもの ・駐車場法施行令第7条～15条に定める構造及び設置の基準に適合するもの																
(c) 利子補給	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>道路開発資金の対象外</th> <th>道路開発資金の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金対象資金</td> <td>建設費(用地費を除く)の8/10以内の借入金</td> <td>道路開発資金からの借入金(用地費を除く)</td> </tr> <tr> <td>補給利率</td> <td>利子補給対象資金の借入年率から、4.5%を減じた率。ただし、その年率が年3%を超える時は年3%とする</td> <td>左に同じ</td> </tr> <tr> <td>補給期間</td> <td>利子補給対象資金を借り入れた日から5年</td> <td>左に同じ</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2">建築物の駐車施設の附置等に関する条例(昭和43年広島市条例第15号)に定める附置義務駐車施設がある場合は、利子補給対象資金から次の算式によって得た額を減ずる 利子補給対象資金× 附置義務駐車場面積/駐車場全体面積</td> </tr> </tbody> </table>	区分	道路開発資金の対象外	道路開発資金の対象	補助金対象資金	建設費(用地費を除く)の8/10以内の借入金	道路開発資金からの借入金(用地費を除く)	補給利率	利子補給対象資金の借入年率から、4.5%を減じた率。ただし、その年率が年3%を超える時は年3%とする	左に同じ	補給期間	利子補給対象資金を借り入れた日から5年	左に同じ	備考	建築物の駐車施設の附置等に関する条例(昭和43年広島市条例第15号)に定める附置義務駐車施設がある場合は、利子補給対象資金から次の算式によって得た額を減ずる 利子補給対象資金× 附置義務駐車場面積/駐車場全体面積		
区分	道路開発資金の対象外	道路開発資金の対象															
補助金対象資金	建設費(用地費を除く)の8/10以内の借入金	道路開発資金からの借入金(用地費を除く)															
補給利率	利子補給対象資金の借入年率から、4.5%を減じた率。ただし、その年率が年3%を超える時は年3%とする	左に同じ															
補給期間	利子補給対象資金を借り入れた日から5年	左に同じ															
備考	建築物の駐車施設の附置等に関する条例(昭和43年広島市条例第15号)に定める附置義務駐車施設がある場合は、利子補給対象資金から次の算式によって得た額を減ずる 利子補給対象資金× 附置義務駐車場面積/駐車場全体面積																

オ 私道等整備補助

項目	広島市	湯来町
a 私道整備工事費補助		
(a) 内容	常時一般交通の用に供されている幅員1.8m以上の私道の舗装新設工事、排水施設新設工事及び舗装補修工事	なし
(b) 補助率	舗装新設工事 3/4 (ただし、通学路の歩道部分は4/4) 排水施設新設工事 3/4 (ただし、通学路は4/4) 舗装補修工事 3/4	
b 地図混乱地区内私有道路の市道編入測量等補助		
(a) 内容	法務局備付けの地図と現況とが著しく相違する地図混乱地区の私有道路の市道編入に必要な地図混乱是正に係る測量費等の補助を行う。	なし

(b) 補助率	補助金の額 = 測量費等の額 × {(地図混乱地区の面積 - 市道に編入する私有道路に接しない土地の面積) / 地図混乱地区の面積}
---------	--

カ 防犯灯・街路灯設置等補助

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 防犯灯・街路灯設置維持補修補助		
(a) 名称	広島市街路灯設置管理費補助金	湯来町防犯灯設置費補助金
(b) 対象	街路灯を設置し又は維持管理している町内会、商店街、防犯組合等の団体	町内会等において設置する防犯灯
(c) 補助額	設置費補助 ・専用柱を設置するもの 補助率 1/2 (1灯につき 30,000 円を限度) ・電柱類に架するもの 補助率 1/2 (1灯につき 15,000 円を限度) 維持補修費補助 1灯につき年額 2,600 円	設置費補助 ・1基につき 10,000 円

キ 市街地の再開発等

項 目	広 島 市	湯 来 町																						
a 土地区画整理事業																								
(a) 実施状況 (公共施行分)	(単位：か所、ha) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>か所</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備済</td> <td>10</td> <td>1,390.3</td> <td>西部復興、東部復興、大芝、己斐、別所、高陽第一、五日市駅北口、祇園第一、古川、中講</td> </tr> <tr> <td>整備中</td> <td>3</td> <td>80.6</td> <td>段原、段原東部、向洋駅周辺青崎</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13</td> <td>1,470.9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 整備済：換地処分済 整備中：事業計画決定済	区分	か所	面積	備考	整備済	10	1,390.3	西部復興、東部復興、大芝、己斐、別所、高陽第一、五日市駅北口、祇園第一、古川、中講	整備中	3	80.6	段原、段原東部、向洋駅周辺青崎	計	13	1,470.9		なし						
区分	か所	面積	備考																					
整備済	10	1,390.3	西部復興、東部復興、大芝、己斐、別所、高陽第一、五日市駅北口、祇園第一、古川、中講																					
整備中	3	80.6	段原、段原東部、向洋駅周辺青崎																					
計	13	1,470.9																						
b 市街地再開発事業																								
(a) 実施状況	(単位：ha) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施行地区</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">整備済</td> <td>・広島駅南口Aブロック</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>・西荒神地区</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>・五日市駅北口地区</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>・金座街地区</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">整備中 (都市計画決定済)</td> <td>・緑井駅周辺地区</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>・広島駅表口Bブロック地区</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>・大手町四丁目1番地区</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7か所</td> <td>9.4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施行地区	面積	整備済	・広島駅南口Aブロック	1.2	・西荒神地区	0.8	・五日市駅北口地区	0.7	・金座街地区	0.9	整備中 (都市計画決定済)	・緑井駅周辺地区	3.7	・広島駅表口Bブロック地区	1.4	・大手町四丁目1番地区	0.7	計	7か所	9.4	なし
区分	施行地区	面積																						
整備済	・広島駅南口Aブロック	1.2																						
	・西荒神地区	0.8																						
	・五日市駅北口地区	0.7																						
	・金座街地区	0.9																						
整備中 (都市計画決定済)	・緑井駅周辺地区	3.7																						
	・広島駅表口Bブロック地区	1.4																						
	・大手町四丁目1番地区	0.7																						
計	7か所	9.4																						
c 地区計画																								
(a) 指定状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43か所</td> <td>1,991.33ha</td> </tr> </tbody> </table>	地区数	面積	43か所	1,991.33ha	なし																		
地区数	面積																							
43か所	1,991.33ha																							

ク 生活交通路線の維持

項 目	広 島 市	湯 来 町
a バス運行対策費補助		
(a) 内容	地域住民にとって必要不可欠な生活交通路線の維持を図るため、運行費の一部を補助する。	同左
(b) 補助対象路線	<p>第1種生活交通路線(国庫補助対象) 広域のかつ幹線の路線 要件:複数市町村にまたがりキロ程10km以上 広域行政圏の中心市町村にアクセス 1日あたりの輸送量15人以上150人未満 運行回数1日3回以上</p> <p>第2種生活交通路線(単県補助対象) 広域的乗合バス路線 要件:複数市町村にまたがりキロ程10km以上 1日あたりの輸送量5人以上150人未満 運行回数1日1回以上</p> <p>第3種生活交通路線(単市補助対象) 地域的生活バス路線 要件:本市域内で完結する路線又は複数市町村にまたがるものの、国県の補助対象とならない路線 1日あたりの輸送量5人以上150人未満 運行回数1日1回以上</p>	<p>第1種生活交通路線(国庫補助対象) 同左</p> <p>第2種生活交通路線(単県補助対象) 同左</p> <p>第3種生活交通路線(単市補助対象) 複数市町村に跨る市町村自主運行路線(広域移動を目的として、複数市町村に跨る路線、鉄道駅又は港に接続する単一市町村内完結路線を含む。)</p>
(c) 補助対象額	補助対象経常費用と経常収益の差額	同左

ケ まちづくり推進方策

項 目	広 島 市	湯 来 町										
a まちづくり活動の推進												
(a) 名称	「広島市まちづくり要綱」 (現在、まちづくり要綱は改定作業中である。)	なし										
(b) 内容	安全で住みよいまちづくりを住民と市が協力して推進するため、住民等が設置した団体で一定の要件を満たすものを「まちづくり協議会」として認定して、市はその活動を支援する。											
(c) 補助額等	<p>コンサルタント派遣事業 協議会による「まちづくり計画」の策定を支援する。(3年間限度) 活動費補助 まちづくり計画を策定した協議会が実施する補助対象事業の2/3を補助(3年間限度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象事業</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報活動事業</td> <td>10万円/年</td> </tr> <tr> <td>講演会等開催事業</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>先進地視察事業</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>イベント事業</td> <td>20万円/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>技術的援助 アドバイザーの派遣等</p>	補助対象事業	補助額	広報活動事業	10万円/年	講演会等開催事業	〃	先進地視察事業	〃	イベント事業	20万円/年	
補助対象事業	補助額											
広報活動事業	10万円/年											
講演会等開催事業	〃											
先進地視察事業	〃											
イベント事業	20万円/年											

項目	広島市	湯来町
b 都市景観の指導		
(a) 建築物等景観協議		
名称	「建築物等景観協議」(都市美協議)	なし
内容	5階以上の建築物(ただし、幅員10mを超える沿道の角地にあつては3階以上)や、敷地面積が1,000㎡を超える工場の用に供する建築物の新築、増築等を行う場合、建築確認申請に先立ち事前協議を行う。	
協議項目	・外壁 建築設備 看板・広告塔 緑化 ・壁面後戻 バルコニーの洗濯物 自転車駐輪場 ゴミ集積場 屋外駐車場 屋外階段等	
(b) リバーフロント建築物等美観形成協議		
名称	「リバーフロント建築物等美観形成協議制度」	なし
内容	市街地内の主要河川及び港湾沿いで、護岸から200m以内の地区	
協議項目	「建築物等景観協議」と同じ	
c 福祉環境整備基準		
(a) 名称	「広島県福祉のまちづくり条例」 「広島市公共施設福祉環境整備要綱」	「広島県福祉のまちづくり条例」
(b) 内容	県条例に基づいて、福祉環境整備を進めているが、市が設置し又は管理する公共施設については、独自の要綱(県条例よりも厳しい基準)を定め、整備を進めている。	県条例に基づいて、福祉環境整備を進める
(c) 整備基準の主な内容	・ 条例については、障害者、高齢者、病弱者、妊産婦あるいは乳幼児を連れた人などの行動を阻む様々な障壁を取り除き、すべての県民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できるような環境を整備していく基準 ・ 要綱については、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」における誘導的基準に相当するもの	・ 障害者、高齢者、病弱者、妊産婦あるいは乳幼児を連れた人などの行動を阻む様々な障壁を取り除き、すべての県民が自らの意志で行動し、社会参加できるような環境を整備していく基準
d 建築物の駐車施設の附置義務		
(a) 名称	「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」	なし
(b) 適用範囲	駐車場整備地区(駐車場法)、商業地域、近隣商業地域、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域以外の市街化区域	
(c) 内容	・ 建築物の規模等により駐車施設の附置 ・ 駐車施設の規模 2.3m×5.0m(小型自動車用) 全附置台数の70% 2.5m×6.0m(普通自動車用) 全附置台数の30% 3.5m×6.0m(車椅子利用自動車) 特定用途に供する部分を有する建築物の場合に最低1台(のうち)	
e 屋外広告物の届出の受理、その他屋外広告物法の施行		
(a) 名称	「広島市屋外広告物条例」	「広島県屋外広告物条例」

項目	広島市	湯来町
(b) 適用範囲	全市域	国重要有形民俗文化財の建造物の周囲50m以内、県史跡又は名勝並びに一般国道及び主要地方道の用地及びその用地から展望できる300m以内の地域
(c) 内容	屋外広告物条例等の運用(許可事務等)及び改正 はり紙、立看板等の簡易除却業務の委託等(市費負担と県補助) 屋外広告業の届出の受理 屋外広告物講習会の開催(広島県、福山市、広島市の3者持ち回り。)	広島県屋外広告物条例に基づく屋外広告業の届出の受理

コ 宅地開発・建築物の指導

項目	広島市	湯来町
a 宅地開発指導		
(a) 名称	「広島市宅地開発指導要綱」	県の事務
(b) 目的	宅地開発の指導に関し必要な事項を定め、新たな都市環境の形成に寄与する。	
(c) 主な内容	1ha以上の宅地開発(主として住宅の建築用)にあつては、必要に応じて開発地区内に必要となる公益施設用地(集会所用地等)を提供させる。	
b 市街化調整区域等における大(中)規模開発の指導		
(a) 名称	「市街化調整区域等における大規模開発の取扱方針」 「市街化調整区域等における中規模開発の取扱方針」	県の事務 「市街化調整区域における大規模開発の取扱い方針」(県)
(b) 内容	市街化区域以外における大(中)規模な宅地開発を、関連する諸条件との整合を図りつつ適正に誘導していくことを目的に、通常の許認可手続きに先立ち、市と事前に協議する。	
(c) 適用対象事業	市街化区域以外における次に掲げる事業で、開発区域の面積が20ha以上を大規模開発、開発区域の面積が5ha以上20ha未満を中規模開発としている。 都市計画法の規定に基づく開発行為 土地区画整理事業 宅地造成等規制法の規定に基づく宅地造成に関する工事	
(d) 事前協議、調整	大(中)規模開発調整会議において審議し所要の調整を行う。	
c 中高層建築物に関する指導		
(a) 名称	「広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」	なし
(b) 目的	中高層建築物(高さ10m超又は15m超)の建築に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持し、安全で快適な居住環境の保全及び形成に資するために定めた条例	

項目	広島市	湯来町
(c) 内容	建築主等は、建築基準法に基づく確認申請若しくは計画通知又は許可申請をする前に建築計画を公開し(それぞれ申請又は通知する30日前から標識を建築予定地の見えやすい場所に設置)、建築計画について近隣住民に説明し(その旨を申請又は通知する20日前までに市長に報告)、良好な近隣関係の保持に努めなければならない。また、建築主等は、中高層建築物によりテレビジョン電波の受信障害が生じた場合、その対策を講じなければならない。	
d 共同住宅型建築物に関する指導		
(a) 名称	「広島市共同住宅型建築物に関する指導要綱」	なし
(b) 目的	階数が3階建て以上で、かつ、住戸を15戸以上有する共同住宅型建築物の建築に関し、良好な生活環境の確保を図るために定めた要綱	
(c) 内容	建築主等は、建築基準法に基づく確認申請若しくは計画通知又は許可申請をする前に建築計画について公開しなければならない。また、建築主等は、駐車場やゴミ置場、管理人の配置等について基準に適合するよう計画するものとする。	
e ゴルフ場開発の指導		
(a) 名称	「広島市ゴルフ場指導要綱」	県の「ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱」に準ずる。
(b) 目的	ゴルフ場について、その適正な施工・管理を確保し、自然環境の保全、公害及び災害の防止並びに合理的な土地利用を図ることを目的として、都市計画法に基づく開発許可等の際の行政指導等の指針とする。	
(c) 適用対象事業	開発区域の面積が5ha以上の開発事業 開発事業により面積が5ha以上となったゴルフ場 既設の面積が5ha以上のゴルフ場	
f 開発行為の指導		
(a) 名称	「広島市宅地開発指導要綱」	「湯来町土地開発指導要綱」
(b) 目的	開発行為の指導に関し必要な事項を定め、新たな都市環境の形成に寄与する。	開発行為の適正化に関して必要な措置を講じ、無秩序な開発行為を規制することにより安全で快適な地域環境の確保と、町土の秩序ある利用を図りもって町民の福祉の向上に資することを目的とする。
(c) 適用対象事業	市街化区域における開発地域面積が1,000㎡以上の開発事業及び市街化調整区域における開発事業	開発地域面積が500㎡以上の開発事業

サ 公園・緑地等整備

項目	広島市				湯来町			
a 公園緑地 (a) 設置状況	(平成 15 年 3 月 31 日現在)				(平成 15 年 3 月 31 日現在)			
	区分		全市		区分		全町	
			か所	面積 (ha)			か所	面積 (ha)
	住区基幹公園	街区公園	918	159.92	住区基幹公園	街区公園	15	2.70
		近隣公園	46	98.11		近隣公園	1	1.39
	都市基幹公園	総合公園	7	163.18	(注)都市計画決定はされていない。			
		計	12	258.86				
	特殊公園	風致公園	8	55.84	(注)都市計画決定をされていないものを含む。			
		動植物公園	2	43.20				
		歴史公園	1	4.70				
		墓園	2	16.60				
		計	13	120.34				
	広域公園		2	125.45				
	都市緑地		43	22.83				
緑道		8	14.01					
合計		1,054	860.18					